

令和 5 年 第 1 回

南阿蘇村議会臨時会会議録

令和 5 年 1 月 30 日 召集

南阿蘇村議会

会 期 日 程

会期 1 日間

令和 5 年第 1 回 臨時会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程
1 月 2 6 日	木	本会議	午前 1 0 時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 村長挨拶 上程議案説明 質 疑 討 論 採 決

第 1 号

1 月 26 日 (木)

令和5年第1回南阿蘇村議会臨時会 議事日程

令和5年1月26日(木)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

1. 開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 村長挨拶
日程第 4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第7号)の報告)
日程第 5 議案第1号 令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第8号)
の議決について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	辰 巳 和 美 議員	8番	丸 野 健一郎 議員
2番	岡 智 則 議員	9番	後 藤 征 昭 議員
3番	坂 田 正 也 議員	10番	山 室 昭 憲 議員
4番	河 内 克 也 議員	11番	笠 野 眞 喜 議員
5番	市 原 恵 一 議員	12番	橋 本 功 議員
6番	今 村 輝 宏 議員		
7番	今 村 竜 喜 議員	14番	桐 原 純 男 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

13番 工 藤 保 雄 議員

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	田 中 信 行
教 育 長	松 野 孝 雄
総 務 課 長	今 村 了 介
政策企画課長	藤 本 哲 章
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建 設 課 長	後 藤 忠 勝
会 計 課 長	藤 澤 鈴 美
健康推進課長	飛 瀬 和 徳
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜 美 男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	園 田 秀 也

保 育 所 長	松 本 和 代
定住促進課長	山 室 和 夫
子育て支援課長	野 口 幸 広

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	佐 藤 桂 輔

開会 10時00分



- 議長（桐原純男議員） おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和5年第1回南阿蘇村議会臨時会を開会いたします。一同、その場に御起立をお願いいたします。礼。御着席願います。

会議を始める前に議長からお願いをしておきます。発言される場合は必ずマイクを使って御発言ください。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。私語、それから、議長に許可なく席を離れたりされないようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（桐原純男議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番市原恵一議員。6番今村輝宏議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定について

- 議長（桐原純男議員） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（桐原純男議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。



日程第3 村長挨拶

- 議長（桐原純男議員） 日程第3「村長挨拶」議案審議に入ります前に、吉良村長に御挨拶をお願いいたします。
- 村長（吉良清一村長） おはようございます。ここ数日、大変な冷え込みがしております。被害等心配しましたがけれども、今のところ水道の凍結等大きなトラブルの報告はあっておりません。このまま少し暖かくなればと思っております。今日の臨時会、承認案件が1件と、議決案件が1件、よろしく願いたします。



日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第7号)の報告)

○議長(桐原純男議員) 日程第4「承認第1号、専決処分事項の承認を求めるこ

とについて」(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号の報告)及び日程第5「議案第1号、令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第8号)の議決について」を議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○村長(吉良清一村長) 本日、議案としまして本臨時会に上程しておりますのは、

専決処分の承認が1件、令和4年度補正予算が1件、以上2件となっております。御審議いただき議決をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、各議案について説明申し上げます。最初に、承認案件ですが、専決処分につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会に報告しその承認を求めなければならないので今回提出をいたしております。

それでは、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号)」の報告であります。専決処分につきまして補正予算は歳出内での増減によるもので、累計予算総額137億8,254万6,000円の変更はございません。内容としましては、マイナンバーカードの普及促進及び物価高騰対策として、マイナンバーカードのカード取得者に対し商品券を配付する事業を進めております。予算としましては、カードの交付申請率を住民基本台帳人口の60%で積算しておりましたが昨年12月末で69.02%の交付申請があったことから、専決処分によりカード交付申請率75%分の750万円を予算増額して、予備費を750万円減額するものであります。

次は補正予算です。議案第1号「令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算(第8号)の議決について」であります。今回の補正額は500万円の増額で、累計予算額は137億8,754万6,000円となります。今回の補正予算案は、国の令和4年度補正予算において、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産子育てができる環境整備のため、伴走型相談支援の充実と経済的支援の一体的実施を支援する出産子育て応援交付金が創設されたことに伴い、602万2,000円を予算計上し予備費を102万2,000円減額するものでございます。歳入補正の内容につきましては、国、県の出産子育て応援交付金をそれぞれ400万円、100万円増額するものです。なお、補正予算につきましてはこの後子育て支援課長が補足説明を行います。

以上、提案理由の説明であります。御理解をいただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原純男議員） 子育て支援課より、議案第1号「令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算（第8号）について」補足説明の申出がありましたので、こ

の際、これを許可します。野口子育て支援課長。

○子育て支援課長（野口幸広課長） おはようございます。子育て支援課の野口です。それでは出産子育て応援給付金の補足説明を行います。今回の応援給付金は、令和4年12月、国の補正予算にて創設された交付金を活用して実施するものです。事業の目的としましては核家族化が進む中、地域のつながりも希薄となり全ての妊婦及び子育て家庭が孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産及び子育てができる環境の整備を促進するとともに、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近な相談に応じ必要な支援につなぐ、伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施するものです。

まず伴走型相談支援の対象者は、妊産婦となり3回の面談を実施することになり、面談の時期は妊婦届けし、そのときと妊娠8か月と前後のとき、それから出産後の家庭訪問のときとなっておりますが、その後も継続的に面談等のフォローは行ってまいりたいと思っております。

続いて、経済的支援の対象者は令和4年、4月1日以降に出産した方のうち、支給申請を行った方で、出産応援給付金と子育て応援給付金を支給いたします。給付金の額としましては、出産応援給付金が妊婦1人につき5万円。子育て応援給付金は新生児1人につき5万円となります。以上で補足説明を終わります。

○議長（桐原純男議員） 以上で、今回、執行部から提案されました議案についての説明を終わります。



○議長（桐原純男議員） ただいまから議案審議に入ります。これから質疑、討論、採決をお願いいたしますが、質問をされたい方は、議席番号、氏名を名乗ってから質問をしてください。関連質問、重複質問につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、議案に沿って進めてまいります。

○議長（桐原純男議員） 日程第4、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号の報告）を議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番。笠野眞喜議員。

○11番（笠野眞喜議員） はい、11番笠野です。マイナンバーが70%近くなったということは本当にうれしいことですが、ちょっと話を聞きましたと

ころ商品券の関係について二重に配布されたりまだ配布がされてなかったり、そういう話を聞きましたけども、ちょっと課長にお聞きしたいので現状よろしくをお願いします。

○議長（桐原純男議員） 高宮住民福祉課長。

○住民福祉課（高宮喜美男議課長） 住民福祉課の高宮です。お答えいたします。

商品券のですね二重配布につきましては数件ほど分かりましたが、既に回収を行っております。商品券がですね行き届いていない家庭につきましては、役場のほうより家まで持参して配布を行っております。以上です。

○議長（桐原純男議員） 11番、笠野眞喜議員。

○11番（笠野眞喜議員） はい、11番笠野です。住民福祉課においてもですね、チェック体制ですね、これをしっかりして、やっぱり、公的なお金を使うわけですので、しっかりした体制でやってもらっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桐原純男議員） ほかに質疑ありませんか。4番、河内克也議員。

○4番（河内克也議員） 4番、河内です。今、笠野議員もおっしゃいましたように本当、交付率が伸びたっていうのは本当に執行部の御努力であり、また12月の合同常任委員会でも今の現状は説明いただきました。商品券関係で1月6日に専決処分です。使用期限ってのは1月31日でした当初。あまりもう期間も期限もなくなっておりますので、その後追加分もやはり1月31日までの期限なのかというのをちょっと確認したいと思います。以上です。

○議長（桐原純男議員） 高宮住民福祉課長。

○住民福祉課（高宮喜美男議員） お答えいたします。商品券の使用期限は1月31日と一緒であります。

○議長（桐原純男議員） ほかに質疑ありませんか。12番、橋本功議員。

○12番（橋本功議員） はい。12番橋本です。マイナンバーカードを、かなりの方が作られるようになりました。しかし多くの方が、私どもによく質問されるのは、村での活用は何が出来るんですかというのがあります。よその自治体では、例えば住民票がマイナンバーカードで受け取れるとか、そういう、もう実際に行けばもう活用が出来るような状態になってると。ところが南阿蘇村では、ただその作れ作れという話だけで、その作ればこういったお金をくれるよというだけで後のことが全然まだ出てきておりません。その辺りのことを活用方法についても村では検討されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（桐原純男議員） 高宮住民福祉課長。

○住民福祉課（高宮喜美男課長） お答えいたします。今のところはですね交付のみとなっておりますが、国のほうでは保険証と紐付けたりとかですね、南阿蘇村としましては、来年度にですねコンビニ交付申請ってことで住民票、所得

証明書等を取得できるように検討中です。以上です。

- 議長（桐原純男議員） 12番、橋本功議員。
- 12番（橋本功議員） これ、あの検討中とはいつのことを言ってるんです。
- 議長（桐原純男議員） 高宮住民課長。
- 住民福祉課（高宮喜美男議員） 来年度です。
- 12番（橋本功議員） 来年度の何月に実施できるようになるわけでしょうか。
- 住民福祉課（高宮喜美男課長） 来年度のですね、当初交付予算に計上いたしました、それから約半年ほど
- 議長（桐原純男議員） 12番、橋本功議員。
- 12番（橋本功議員） はい。7割以上の方がですね、マイナンバーも作られております。こうしたらですね早くですね、出来るような活用できるような方策っていうのはですね行政のほうでお願いいたします。以上でございます。
- 議長（桐原純男議員） ほかに質疑はございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（桐原純男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（桐原純男議員） これで討論を終わります。
本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
[全員挙手]
- 議長（桐原純男議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第5 議案第1号 令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算（第8号）の議決について

- 議長（桐原純男議員） 日程第5、議案第1号、令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算（第8号）の議決についてを議題とし、質疑に入ります。
質疑はありませんか。ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（桐原純男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議長（桐原純男議員） 討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（桐原純男議員） これで討論を終わります。
- 議長（桐原純男議員） 本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
[全員挙手]

- 議長（桐原純男議員） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。
- 議長（桐原純男議員） お諮りします。本臨時会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句数字等の整理訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（桐原純男議員） 異議なしと認めます。
- したがって、条項字句、数字等の整理訂正は議長に委任することと決定いたしました。以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。これで、会議規則第8条の規定により、令和5年第1回南阿蘇村議会臨時会を閉会いたします。一同、その場に御起立をお願いいたします。
- 礼。

閉会 10時20分